

# 保険調剤の理解のために

厚生労働省保険局医療課医療指導監査室

# 本日の内容

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・医薬品医療機器等法・薬剤師法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈(主な留意点)
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

# 指導とは

## ▶ 目的、指導方針

- ① 保険調剤の質的向上及び適正化を図ること
- ② 保険調剤の取扱い、調剤報酬の請求等に関する事項について周知徹底させること

### (指導大綱)

(健康保険法第73条)

保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、  
保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、  
厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

**厚生労働大臣の指導を受ける義務がある**

# 指導とは

## ➤ 指導形態

① 集団指導

② 集団的個別指導

③ 個別指導

① 地方厚生(支)局及び  
都道府県が実施

→ 都道府県個別指導

② 厚生労働省並びに  
地方厚生(支)局及び  
都道府県が実施

→ 共同指導、特定共同指導

## ➤ 指導後の措置(個別指導の場合)

概ね妥当 < 経過観察 < 再指導 < 要監査

# 監査とは

## ▶ 目的、監査方針

調剤内容又は調剤報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ること

(監査要綱)

# 監査後の措置

## 行政上の措置

- 保険薬局・保険薬剤師の
  - ✓ 指定・登録の取消
  - ✓ 戒告
  - ✓ 注意
- 取消処分となった場合原則として、5年間は再指定・再登録を行わない

## 経済上の措置

調剤内容または調剤報酬の請求に関し不正、不当の事実が認められた場合、**原則として5年間分を返還する。**  
**最大40%の加算金**が加えられることもある。

(健康保険法第58条)

# 健康保険法上の処分の基準

## 監査要綱

### 保険薬剤師登録・保険薬局指定取消処分の基準

- ✓ 故意に不正又は**不当**な調剤（調剤報酬の請求）を行ったもの。
- ✓ 重大な過失により、**不正**又は**不当**な調剤（調剤報酬の請求）をしばしば行ったもの。

故意でなくとも、重大な過失が認められれば、処分の対象となりうる。

# 不正請求

## 詐欺や不法行為に当たるもの

- 無資格者調剤：非薬剤師による調剤
- 架空請求：調剤の事実がないものを調剤したとして請求
- 付増請求：実際に行った調剤内容に実際に行っていない調剤内容を付増して請求
- 振替請求：実際に行った調剤内容を点数の高い別の調剤内容に振替えて請求
- 二重請求：同一の調剤に対する請求を複数回にわたり請求

# 不当請求

算定要件を満たさない等、  
調剤報酬請求の妥当性を欠くもの

(例 1)

薬剤服用歴の記録に、服薬指導の要点を記載していないにもかかわらず、薬剤服用歴管理指導料を算定している。

(例 2)

特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについて必要な薬学的管理及び指導をしていないにもかかわらず、特定薬剤管理指導加算を算定している。

# 平成28年度の指導、監査等実施状況

監査を受けた保険医療機関・保険医等  
74施設 263人



登録・指定の取消(取消相当含む)を受けた  
保険医療機関・保険医等 27施設 21人

指導、適時調査、監査により  
返還を求めた金額は

約89億円

(厚生労働省発表 医科・歯科・調剤を含む)

# 本日の内容

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・医薬品医療機器等法・薬剤師法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈(主な留意点)
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

# わが国の保険医療制度の特徴

## □ 国民皆保険制度

…すべての国民が、何らかの公的医療保険に加入している。

## □ 現物給付制度

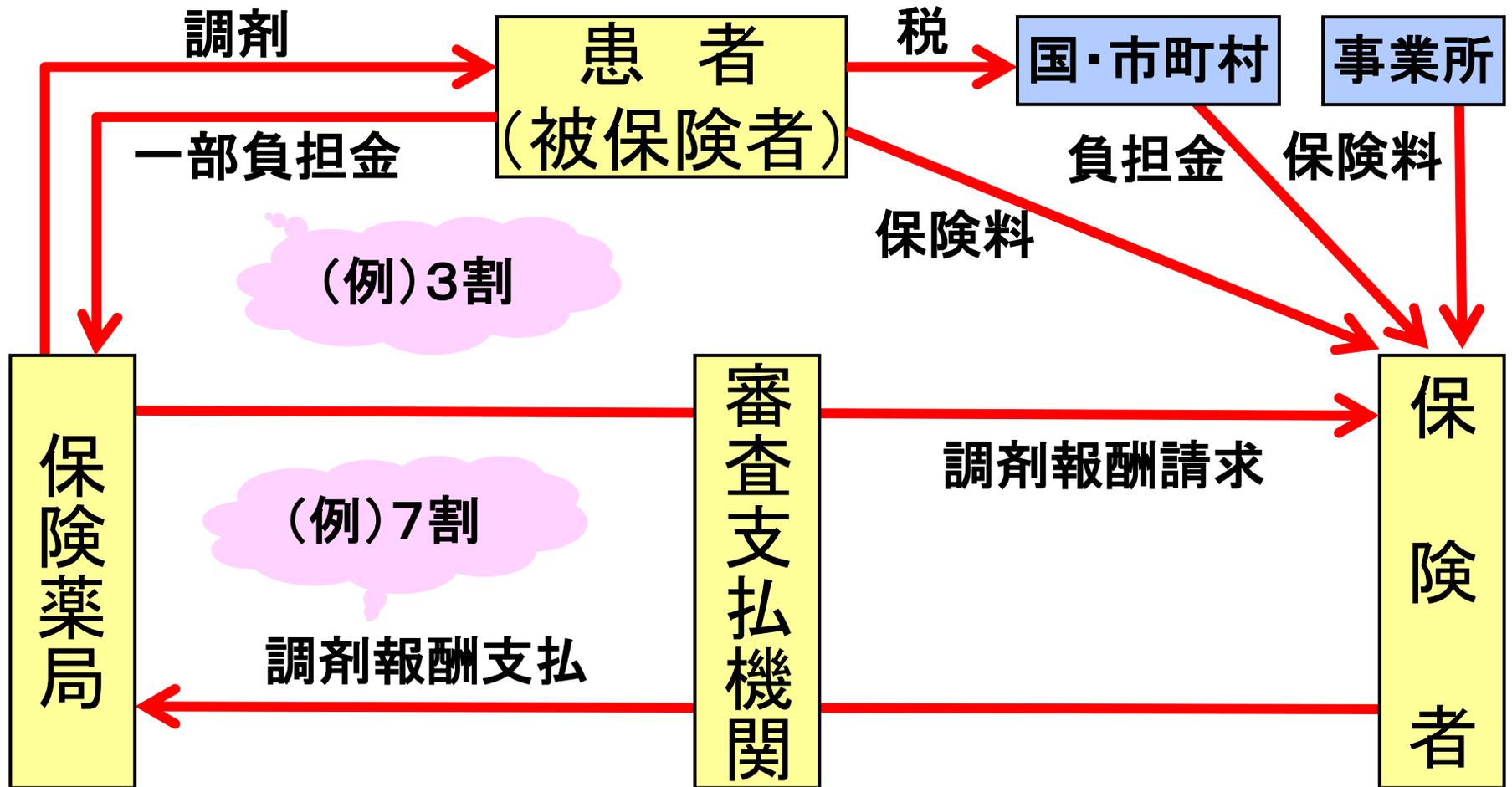
…医療行為(現物)が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。

## □ フリーアクセス

…自らの意思により、自由に医療機関を選ぶことができる。

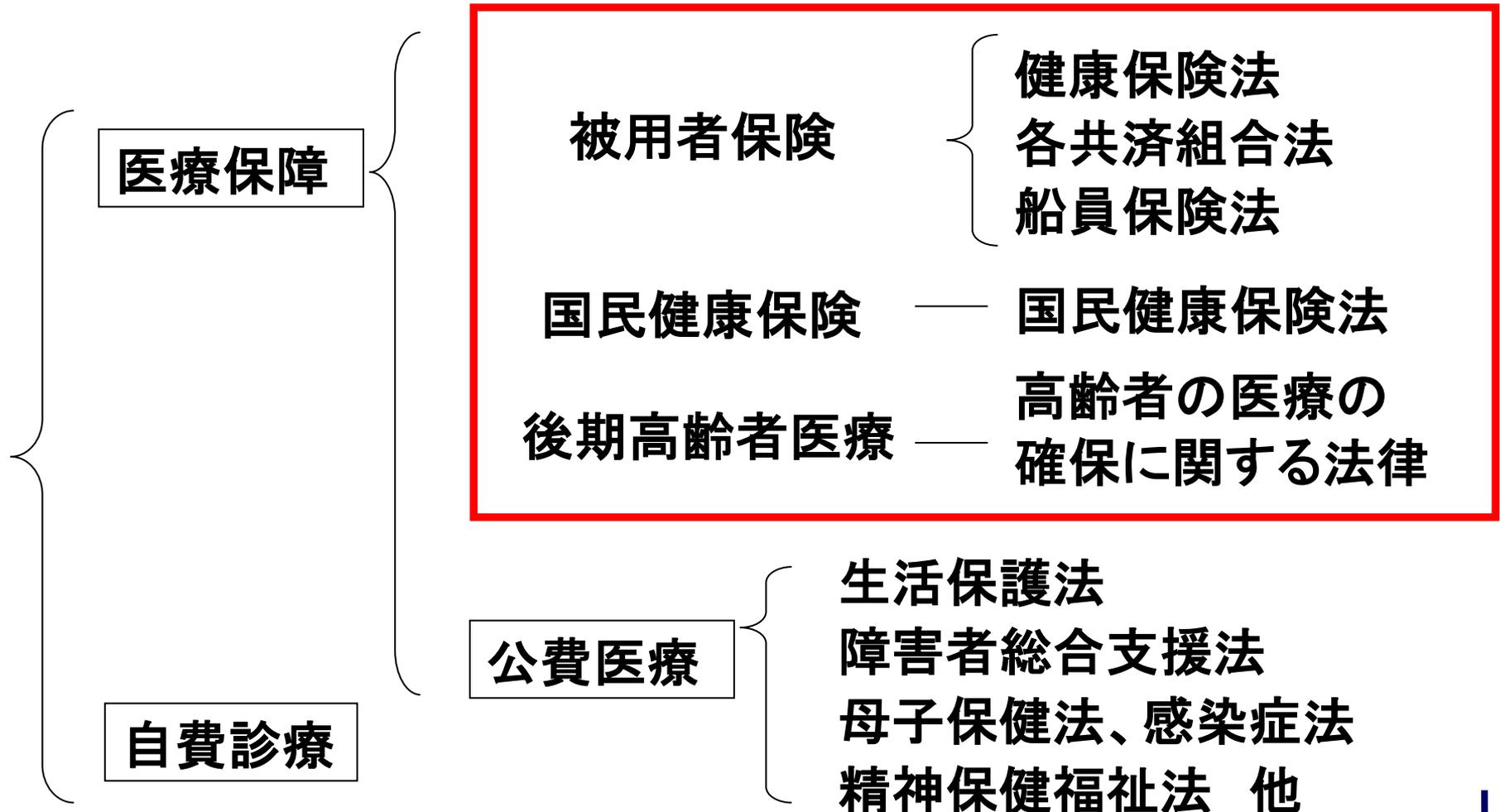
# 療養の給付・費用の負担の流れ

医療費の大部分は保険に基づく



# 医療費の給付の仕組み

医療保険各法により、医療保険制度を構成



# 健康保険法

## 目的(法第1条)

- 疾病、負傷等に関して保険給付を行い、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 基本的理念(法第2条)

- 健康保険制度については、医療保険制度の基本をなすものである（中略）  
医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用負担の適正化、並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

# 保険調剤として調剤報酬が支払われるには

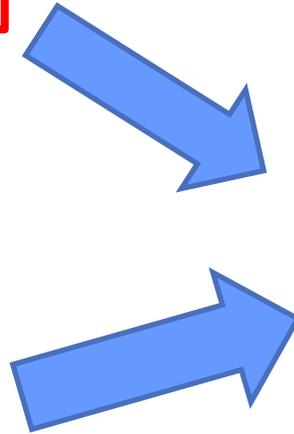
- ✓ 保険薬剤師が
- ✓ 保険薬局において
- ✓ 健康保険法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医療法等の各種関係法令の規定を遵守し
- ✓ 『保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則』の規定を遵守し
- ✓ 薬学的に妥当適切な調剤を行い
- ✓ 調剤報酬点数表に定められたとおりに請求を行っている。

# 保険調剤とは

- 健康保険法等の医療保険各法に基づく、保険者と保険薬局との間の公法上の契約 である。
- 保険薬局の指定、保険薬剤師の登録は、医療保険各法等で規定されている 保険調剤のルールを熟知していることが前提となっている。



**療養担当規則**(省令)



**調剤報酬明細書**  
(レセプト)

**健康保険法**

病院、診療所

医療法

薬剤師

薬剤師法

薬局、薬剤等

医薬品医療機器等法

# 薬剤師と保険薬剤師

## 薬剤師

**薬剤師法**で規定される、調剤を行うことができる資格  
(薬剤師法第19条)

## 保険薬剤師

**健康保険法等**で規定される、  
保険調剤を行える薬剤師  
(健康保険法第71条)

# 保 険 薬 剤 師

- 保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、**保険薬剤師**でなければならない。(健康保険法第64条)
- 薬剤師の申請に基づき厚生労働大臣が登録。(法第71条)  
→ **自らの意思で保険薬剤師となる。**
- 『厚生労働省令』で定めるところにより、健康保険の調剤に当たらなければならない。(法第72条)  
→ **保険薬剤師は保険上のルールを守る必要がある。**
- 保険薬剤師は、健康保険の調剤に関し、厚生労働大臣の**指導を受けなければならない**。(法第73条)  
→ 厚生労働大臣の指導を受ける義務がある。(個別、集団)

# 保険薬剤師登録票

## 保険薬剤師登録票

登録の記号 及び番号		登録年月日	
薬 劑 師	氏  名	明 大 昭 平	年 月 日生 男・女

上記のとおり登録したことを証明する。

地方厚生(支)局長



# 薬局と保険薬局

## 薬局

医薬品医療機器等法で規定される  
(医薬品医療機器等法第2条)

## 保険薬局

健康保険法等で規定される、  
保険調剤を実施できる薬局  
(健康保険法第65条)

# 保険薬局

## 保険薬局の指定

- 薬局の開設者の申請により厚生労働大臣が指定する（健康保険法第65条）

## 保険薬局の責務

- 『厚生労働省令』で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない（法第70条）
- 療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする（法第76条）

# 本日の内容

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・医薬品医療機器等法・薬剤師法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈(主な留意点)
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

# 医療法

## 医療の基本理念(第1条の2第1項)

- 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、**薬剤師**、看護師その他の**医療の担い手**と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。



(薬剤師を医療の担い手として位置付け)

# 医療法

## 医療の基本理念(第1条の2第2項)

- 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、**調剤を実施する薬局**その他の**医療を提供する施設**（以下「**医療提供施設**」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。



(調剤を実施する薬局を医療提供施設として位置付け)

# 医療法

## 医師等の責務(第1条の4)

- 医師、歯科医師、**薬剤師**、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、**良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。**
- 医師、歯科医師、**薬剤師**、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、**適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。**

# 薬剤師法

## 薬剤師免許(第2条)とその取消等

### 【相対的欠格事由】(第5条)

次のいずれかに該当する者には免許をあたえないことがある。

- 一 心身の障害により薬剤師の業務を適正に行うことができない者
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 薬事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

### 【免許の取消等】(第8条)

薬剤師が上記のいずれかに該当、又は薬剤師としての品位を損するような行為があったときは次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 3年以内の業務の停止
- 三 免許の取消

# 薬剤師法

## 調剤(第19条)

- **薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。**ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方箋により自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときは、この限りでない。
  - 一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合
  - 二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十二條 各号の場合又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二號）第二十一條 各号の場合

# 薬剤師法

## 調剤の求めに応ずる義務(第21条)

- 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、**正当な理由がなければ、これを拒んではならない。**

## 処方箋による調剤(第23条)

- 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の**処方箋によらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。**
- 薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の**同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。**

# 薬剤師法

## 処方箋中の疑義(第24条)

- 薬剤師は、**処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点をかめた後でなければ、これによって調剤してはならない。**

## 情報の提供及び指導(第25条の2)

- 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、**必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。**

# 薬剤師法

## 処方箋への記入等(第26条)

- 薬剤師は、調剤したときは、**その処方箋に、調剤済みの旨**（その調剤によって、当該処方箋が調剤済みとならなかつたときは、調剤量）、**調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。**

## 処方箋の保存(第27条)

- 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなった処方箋を、**調剤済みとなった日から三年間、保存しなければならない。**

# 薬剤師法

## 調剤録(第28条)

- 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。
- 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方箋が調剤済みとなったときは、この限りでない。
- 薬局開設者は、第一項の調剤録を、最終の記入の日から三年間、保存しなければならない。

# 医薬品医療機器等法

## 薬局の管理(第7条)

- 薬局開設者が薬剤師であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから**薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させる**ときは、この限りでない。
- 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから**薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理**させなければならない。
- 薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

# 医薬品医療機器等法

## 管理者の義務(第8条)

- 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。
- 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき、薬局開設者に対し必要な意見を述べなければならない。

# 医薬品医療機器等法

## 薬局開設者の遵守事項(第9条)

- 薬局開設者は、第七条第一項ただし書又は第二項の規定によりその薬局の管理者を指定したときは、第八条第二項の規定による薬局の管理者の意見を尊重しなければならない。

# 医薬品医療機器等法

医薬品の品質、有効性、安全性等について  
厚生労働大臣の承認を受けなければ、  
医薬品の製造・販売は行えない。(第14条)

医薬品医療機器等法により承認された  
用法・用量、効能・効果等を遵守することが、  
有効性・安全性の前提となっている

 添付文書を確認すること

(参考) 保険調剤では厚生労働大臣の定める医薬品以外は用いてはならない  
(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第9条)

保険診療では厚生労働大臣の定める医薬品以外は用いてはならない  
(保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条)

# 本日の内容

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・医薬品医療機器等法・薬剤師法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈(主な留意点)
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

# 薬担規則とは

正式名：『保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則』

(厚生労働大臣が定めた規則：省令)

## ○第1条から第7条の2

→保険薬局に係る内容

療養の給付の担当範囲、担当方針 等

## ○第8条から第10条の2

→保険薬剤師に係る内容

調剤の一般の方針、調剤録の記載 等



保険薬局や保険薬剤師が保険調剤を行う上で  
守らなければならない基本的 な規則

# 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (薬担規則)

## 療養の給付の担当方針(第2条)

- 保険薬局は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

## 適正な手続の確保(第2条の2)

- 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生(支)局長に対する申請、届出等に係る手続き及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

## 適正な費用の請求の確保(第10条の2)

- 保険薬剤師は、その行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。

## 健康保険事業の健全な運営の確保(第2条の3)

- 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。
  - 二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、**金品その他の財産上の利益を供与すること。**

# (参考)療担規則

## (保険医療機関及び保険医療養担当規則)

### 特定の保険薬局への誘導の禁止 (第2条の5、第19条の3)

- 処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、**保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。**

# 経済上の利益の提供による誘引の禁止 (第2条の3の2)

- 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。
- 保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

# 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (薬担規則)

## 調剤の一般的方針(第8条)

- 保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）は、保険医等の交付した処方箋に基いて、**患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。**
- 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。

# 後発医薬品の調剤について

## 調剤の一般的方針(第8条)

- 保険薬剤師は、処方箋に記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方箋を発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

## 後発医薬品の調剤(第7条の2)

- **保険薬局は**、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条 又は第十九条の二 の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「**後発医薬品**」という。）の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

# (参考)療担規則

## (保険医療機関及び保険医療養担当規則)

### 診療、歯科診療の具体的方針(第20条、21条)

#### 二 投薬

投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等**患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。**

# 本日の内容

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・医薬品医療機器等法・薬剤師法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈(主な留意点)
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

# 調剤報酬点数表

通則

第1節 調剤技術料

調剤基本料\*

調剤基本料1、2、3\*

特別調剤基本料

(加算料) 地域支援体制加算\*

後発医薬品調剤体制加算1、2、3\*

調剤料

内服薬、屯服薬、浸煎薬

湯薬、注射薬、外用薬

(加算料) 嚥下困難者用製剤加算、一包化加算

無菌製剤処理加算\*

麻薬加算、向精神薬

覚せい剤原料、毒薬加算

調剤技術料の時間外加算等

(時間外加算、休日加算、深夜加算)

調剤料の夜間・休日等加算

自家製剤加算

計量混合調剤加算

在宅患者調剤加算\*

第3節 薬剤料

第4節 特定保険医療材料料

第5節 経過措置

第2節 薬学管理料

薬剤服用歴管理指導料

薬剤服用歴管理指導料1、2、3

薬剤服用歴管理指導料の特例

(加算料) 麻薬管理指導加算

重複投薬・相互作用等防止加算イ、ロ

特定薬剤管理指導加算

乳幼児服薬指導加算

かかりつけ薬剤師指導料\*

(加算料) 麻薬管理指導加算

重複投薬・相互作用等防止加算イ、ロ

特定薬剤管理指導加算

乳幼児服薬指導加算

かかりつけ薬剤師包括管理料\*

外来服薬支援料

服用薬剤調整支援料

在宅患者訪問薬剤管理指導料

(加算料) 麻薬管理指導加算、乳幼児加算

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

(加算料) 麻薬管理指導加算、乳幼児加算

在宅患者緊急時等共同指導料

(加算料) 麻薬管理指導加算、乳幼児加算

退院時共同指導料

服薬情報等提供料

服薬情報等提供料1、2

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1、2

(※ 施設基準あり)

# 5. 調剤報酬点数表の解釈 (主な留意点)

## ①処方箋

# 処方箋について①

- 調剤に当たっては、処方箋が適正かどうか、また、処方されている医薬品が薬価基準収載品目であり、医薬品医療機器等法承認事項（効能・効果、用法・用量、禁忌等）等により処方されているかの確認が必要である。
- 上記等について疑義が生じた場合には、必ず保険医に疑義照会を行うこと。
- 調剤済となった処方箋に必要な事項を適切に記入すること。

# 処方箋について②

(具体的な確認ポイント)

- 処方箋又は被保険者証により療養の給付を受け  
る資格があるか
- 処方箋の使用期間は適切か
- 投与期間の上限が設けられている医薬品の処方  
日数がその上限を超えていないか
- 医薬品医療機器等法の承認内容（用法・用量、  
効能・効果等）と異なる内容となっていないか
- 使用上の注意が守られているか 等

# 処方箋について③

(不適切な処方箋の具体例)

## ■ 不備な処方箋

- ・用法、用量の記載がない(例:インスリン注射液の使用単位数の記載がない、外用副腎皮質ホルモン剤、外用抗真菌剤の使用部位の記載がない等)

## ■ 医薬品医療機器等法の承認内容と異なる用法・用量の処方

- ・アムロジピン錠、バルサルタン錠等の1日2回投与(用法外)
- ・バルサルタン・アムロジピン配合錠の1回2錠投与(用量外)

## ■ 過量投与が疑われる医薬品の処方

- ・トリアゾラム錠0.25mg(高齢者に対し、1回2錠) 等

# 5. 調剤報酬点数表の解釈 (主な留意点)

## ②調剤録

# 調剤録について

- 調剤録は調剤報酬請求の根拠である。
- 保険薬局は、薬担規則第10条の規定による調剤録に、療養の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の調剤録と区別して整備しなければならない。
- 保険薬剤師は、患者の調剤を行った場合には、遅滞なく、調剤録に当該調剤に関する必要な事項を記載しなければならない。

# 5. 調剤報酬点数表の解釈 (主な留意点)

## ③調剤技術料、薬学管理料

# 調剤技術料、薬学管理料①

- 「調剤技術料」、「薬学管理料」には、目に見えない「技術」に対する評価が含まれている。
- 項目ごとに、具体的な算定要件が定められている。
- 保険薬剤師自身が個々の患者の算定可否を判断すること。
- 機械的に、一律に請求を行わないこと。

算定要件を満たさずに算定した場合は返還の対象となる。

## 調剤技術料、薬学管理料②

- 施設基準の届出が必要な算定項目がある。

(例) 調剤技術料：調剤基本料1～3、地域支援体制加算、  
後発医薬品調剤体制加算1～3 等

(例) 薬学管理料：かかりつけ薬剤師指導料及び  
かかりつけ薬剤師包括管理料 等

- 厚生労働大臣が定めた基準を満たした上で施設基準の届出を行う。
- 届出事項に変更が生じた場合は速やかに変更の届出を行う。

# 調剤料(調剤技術料)の加算

- 具体的にどのような場合に算定が可能なのか(算定要件)を十分に理解するとともに、算定が可能であると判断し算定する場合にあっては、その根拠となる事項について、必要に応じて調剤録、薬剤服用歴の記録に記載することが必要である。

## (例) 一包化加算

- ・薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合は、その旨及び一包化の理由を調剤録等に記載する。

## 自家製剤加算

- ・製剤工程を調剤録等に記載すること。

# 薬学管理料①

- 患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならない。
- 薬学管理料における各種指導や情報提供は、その時点における個々の患者の状態等を考慮して、当該患者にとって何が必要なのか、どのような情報を提供したらよいのかを、その都度判断することが必要。

# 薬学管理料②

## 薬剤服用歴の記録

- 薬剤服用歴の記録は患者情報を集積したものであり、適切な服薬指導を行うためには必要不可欠なものである。
- 処方箋の受付の都度、患者情報を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえ、過去の薬歴を参照した上で、必要な服薬指導を行う。
- 薬剤服用歴の記録は、調剤報酬請求（薬学管理料）の根拠となる記録である。
- 薬剤服用歴の記録への記載について、指導後速やかに完了させるとともに、同一患者についての全ての記録が必要に応じ直ちに参照できるように患者ごとに保存・管理する。

# 薬学管理料③

## 薬剤服用歴の記録(よくある指摘事項)

- 残薬調整している場合に、「残薬の状況」が「なし」となっていたり、「服薬状況」が「良い」となっている。
- 「服薬指導の要点」の記載がない。
- 薬剤服用歴の記載が、次回来局日にまとめて行われている。

# 薬学管理料④

## 薬剤情報提供文書

- 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を患者に文書又はこれに準ずるものにより提供する。
- 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載は、患者等が理解しやすい表現によるものとする。

# 薬学管理料⑤

## おくすり手帳

- 調剤を行った薬剤について、調剤日、当該薬剤の名称、用法、用量その他必要に応じて服用に際して注意すべき事項を患者の手帳に経時的に記載する。
- 「手帳」とは、経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ次のアからウまでに掲げる事項を記録する欄がある薬剤の記録用の手帳をいう。
  - ア 患者の氏名、生年月日、連絡先等患者に関する記録
  - イ 患者のアレルギー歴、副作用歴等薬物療法の基礎となる記録
  - ウ 患者の主な既往歴等疾患に関する記録

# 薬学管理料⑥

## おくすり手帳

- 手帳の当該欄については、保険薬局において適切に記載されていることを確認するとともに、記載されていない場合には、患者に聴取の上記入するか、患者本人による記入を指導するなどして、**手帳が有効に活用されるよう努める。**
- 患者に対して、**手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明**を行い、患者の理解を得た上で提供する。

# 薬学管理料⑦

## かかりつけ薬剤師指導料(算定要件)

- 患者が選択した保険薬剤師が患者の同意を得た上で、同意を得た後の次の来局時以降に算定
- 同意取得は、当該薬局に複数回来局している患者に対して行う。
- 当該患者の署名付きの同意書を作成
- かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が指導等を行った場合は当該指導料を算定できない。
- 手帳等にかかりつけ薬剤師の氏名、勤務先の保険薬局の名称及び連絡先を記載

# 薬学管理料⑧

## かかりつけ薬剤師指導料(算定要件)

- 担当患者に対して以下の業務を実施
  - 薬剤服用歴管理指導料に係る業務
  - 患者が受診している全ての保険医療機関、服用薬等の情報を把握
  - 担当患者から24時間相談に応じる体制をとり、患者に開局時間外の連絡先を伝え、勤務表を交付
  - 調剤後も患者の服薬状況、指導等の内容を処方医に情報提供し、必要に応じて処方提案
  - 必要に応じて患家を訪問して服用薬の整理等を実施

# 薬学管理料⑨

## 重複投薬・相互作用等防止加算 (平成30年改定)

### ○重複投薬・相互作用等防止加算

- イ 残薬調整に係るもの以外の場合 40点
- ロ 残薬調整に係るものの場合 30点

### ○在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

- 1 残薬調整に係るもの以外の場合 40点
- 2 残薬調整に係るものの場合 30点



# 薬学管理料⑪

## 服用薬剤調整支援料(平成30年改定新設)

- 6種類以上の内服薬が処方されていたものについて、保険薬剤師が文書を用いて提案し、当該患者に調剤する内服薬が2種類以上減少した場合に、月1回に限り算定
  - 2種類以上減少した状態が4週間以上継続した場合に算定
  - 服用を開始して4週間以内の薬剤は除外
  - 頓服薬は対象外
  - 同一有効成分を含む配合剤及び内服薬以外の薬剤への変更により減少した場合は、減少した種類に含めない。

# 薬学管理料⑫

## 乳幼児加算(在宅患者訪問薬剤管理指導料) (平成30年改定新設)

在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して薬学的管理及び指導を行った場合は、1回につき100点



# 医療情報システム(電子薬歴等)の留意点

- 使用前に、ログアウトの状態であることを確認する。  
(席を離れる際には必ずログアウトする。)
- パスワードについて、利用者が留意する事項
  - 定期的に変更する(最長でも**2ヶ月以内**)。
  - **英数字、記号を混在させた8文字以上**が望ましい。
- 電子薬歴においても紙薬歴と同様に、修正等の履歴が確認できるシステムが構築されていること。
- 不適切な取扱いの例
  - パスワード等を記したメモ等を端末に掲示する。
- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」

# 本日の内容

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・医薬品医療機器等法・薬剤師法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈(主な留意点)
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

# 医療保険と介護保険の給付調整

- 要介護被保険者等については、原則として、**介護保険給付が医療保険給付より優先**される。
- ただし、厚生労働大臣が定める場合については、医療保険から給付できることとされており、これを**医療保険と介護保険の給付調整**という。

# 本日の内容

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・医薬品医療機器等法・薬剤師法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈(主な留意点)
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

# 調剤療報酬請求における留意点

- ◆ 保険薬剤師と保険薬局は、調剤報酬のルールをよく理解し、**勝手な解釈に基づいて請求しない**。
- ◆ 分からない場合は**調剤報酬点数表を確認**する。  
それでも分からなければ**厚生(支)局に問い合わせる**。
- ◆ 厚生(支)局が実施する**説明会や指導に出席**する。

今後とも保険調剤の適正な運用にご協力いただきますようお願いいたします。